

## 議案第 69 号

### 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について

取手市奨学基金条例（昭和 46 年条例第 13 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

高等学校授業料無償化に伴う給付型奨学金事業の廃止に伴い、取手市奨学基金が当初の役割を終えたことから、取手市奨学金貸付事業の財源として本基金を活用することにより同事業の制度拡充を図るため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市奨学基金条例の一部を改正する条例

取手市奨学基金条例（昭和46年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 取手市奨学金貸付条例(平成4年条例第8号)に基づく取手市奨学金貸付事業の財源に充てるため、取手市奨学基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p><u>(積立て)</u></p> <p><u>第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(処分)</u></p> <p><u>第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>第7条 (略)</p>	<p><u>(設置の目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、取手市奨学資金制度を円滑効率的に運営するため、取手市奨学基金(以下「基金」という。)を設置し、その運用益金により人物及び能力ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難なものに対して学資の給付を行ない、もって有為な人材を養成することを目的とする。</u></p> <p><u>(基金の額)</u></p> <p><u>第2条 基金の額は、100万円以上とする。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他<u>もつとも</u>確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>当該年度の奨学資金に充当又はこの基金に繰り入れるものとする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。